



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 旭情報サービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中 博  
(コード番号 9799 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長 宮下 勇人  
(TEL : 03-5224-8281)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上および費用削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告方法）を変更するものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第26条（取締役との責任限定契約）を新設し、現行定款第33条（社外監査役との責任限定契約）を変更するものであります。なお、定款第26条（取締役との責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 定款第26条（取締役との責任限定契約）の新設にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日（予定）

以 上

(別 紙)

下線部は変更箇所

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>コンピュータシステム利用技術の開発および受託</u></li><li>2. <u>コンピュータ機器による情報処理および情報提供サービス</u></li><li>3. <u>コンピュータ機器のオペレーターおよびシステムまたはプログラムの設計技術者の派遣</u></li><li>4. <u>コンピュータ入力用データの作成</u></li><li>5. <u>コンピュータ機器および関連機器、用品の販売</u></li><li>6. 次の業務に係わる一般労働者派遣事業</li></ol> <p>①<u>文書、磁気テープ等のファイリングに係わる分類の作成またはファイリング業務</u></p> <p>②<u>新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査または当該調査の結果の整理もしくは分析の業務</u></p> <p>③<u>貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務</u></p> <p>④<u>外国貿易その他の対外取引に関する文書または商品の売買その他の国内取引に係わる契約書、貨物引換証、船荷証券もしくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成の業務</u></p> <p>⑤<u>建築物における来訪者の受付または案内の業務</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>7. <u>ダイレクトメールの代行業務</u></li><li>8. <u>損害保険代理業</u></li><li>9. <u>その他前各号に付帯関連する一切の業務</u></li></ol>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>情報システムに関する設計、構築、開発、検証、販売業務</u></li><li>2. <u>情報システムに関する運用管理、保守業務</u></li><li>3. <u>情報システムに関するサービスデスク業務</u></li><li>4. <u>情報システムに関する企画、調査、コンサルティング、教育研修業務</u></li><li>5. <u>労働者派遣事業</u></li><li>6. <u>損害保険代理業</u></li><li>7. <u>その他前各号に付帯関連する一切の業務</u></li></ol>
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 (1) <u>当社の公告は、電子公告により行う。</u></p> <p>(2) <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>
<p>第26条～第32条(条文省略)</p>	<p>第27条～第33条(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
<p>第 34 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>

以 上